

○立命館大学証明書規程

2013年3月29日

規程第1020号

(趣旨)

第1条 この規程は、本大学が交付する証明書（以下「証明書」という。）に関し、必要な事項を定める。

(証明書の種類)

第2条 証明書の種類は、正規課程の者については別表1および別表1の2に、科目等履修生については別表2に、聴講生、研修生、研究生および専修生については別表3に、特別聴講学生および外国人研究生については別表4に定める。

2 証明書の証明者は学長とする。ただし、必要に応じて学部長、研究科長または保健センター長等を証明者とする場合がある。

(証明書の交付の条件)

第2条の2 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）については、休学者には交付しない。ただし、大学が登校を命じた場合はその限りでない。

2 健康診断証明書については、健康診断を受診した年度内に限り交付する。

3 入学許可証については、入学手続時納付金の所定額の納入を本大学が確認した者に交付する。

4 再入学許可証については、再入学手続時納付金の所定額の納入を本大学が確認した者に交付する。

5 特別聴講学生への証明書の交付は、立命館大学特別聴講学生規程第10条第3項に定める場合に限る。

(証明書の手数料)

第3条 証明書に関する手数料は、立命館大学手数料規程の定めるところによる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月13日 入学許可証、再入学許可証および健康診断証明書に関する一部改正）

この規程は、2017年3月13日から施行する。

別表1 正規生（正規課程の者）

証明書	交付する対象			使用言語
	在籍者	卒業生または修了生	退学者または除籍者	
在学証明書	○			和文、英文
成績証明書	○	○	○	和文、英文
休学証明書	○			和文、英文
卒業見込証明書	○			和文、英文
卒業証明書		○		和文、英文
退学証明書			○	和文、英文
在学期間証明書		○	○	和文、英文
修了見込証明書	○			和文、英文
単位修得見込証明書	○			和文、英文
単位修得証明書（修得済）			○	和文、英文
単位修得証明書（論文審査中）			○	和文、英文
修了証明書		○		和文、英文
学位授与証明書		○		和文、英文
教育職員免許状取得見込証明書	○			和文
学芸員資格取得見込証明書	○			和文
学芸員資格授与証明書		○		和文
学校図書館司書教諭関係科目単位修得見込証明書	○			和文
学校図書館司書教諭関係科目単位修得証明書	○	○	○	和文
図書館司書関係科目単位修得見込証明書	○			和文
図書館司書関係科目単位修得証明書	○	○	○	和文
図書館司書資格授与証明書		○		和文
博物館学芸員課程単位修得証明書	○	○	○	和文
学力に関する証明書	○	○	○	和文
実習証明書	○			和文
通学証明書	○			和文
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	○			和文
健康診断証明書	○	○	○	和文、英文
再入学許可証			○	和文、英文

別表1の2

証明書	交付する対象	使用言語
入学許可証	入学手続時納付金の所定額の納入を本大学が確認した者	和文、英文

別表2 科目等履修生

証明書	交付する対象		使用言語
	在籍者	終了者	
在籍証明書	○	○	和文、英文
成績証明書	○	○	和文、英文
学芸員資格取得見込証明書	○		和文
学芸員資格授与証明書		○	和文
博物館学芸員課程単位修得証明書	○	○	和文
学力に関する証明書	○	○	和文

※「在籍証明書」は、「証明書」と標記して交付する。

別表3 聴講生、研修生、研究生、専修生

証明書	交付する対象		使用言語
	在籍者	終了者	
在籍証明書	○	○	和文、英文

※「在籍証明書」は、「証明書」と標記して交付する。

別表4 特別聴講学生、外国人研究生

証明書	交付する対象		使用言語
	在籍者	終了者	
在籍証明書	○	○	和文、英文
成績証明書	○	○	和文、英文

※「在籍証明書」は、「証明書」と標記して交付する。